

弘前版全世代・全員活躍型生涯活躍のまち推進事業

令和4年度 交流・活躍の場創出事業運営業務 公募型プロポーザル実施要領

■ プロポーザルに関するスケジュール

- ❖ 公募期間: 令和4年6月20日(月)~7月25日(金) ※午後5時まで
- ❖ 事前質問の提出期限: 7月5日(火)
- ❖ 参加意思表明書の提出期限: 7月11日(月)
- ❖ 参加資格確認・結果通知: 7月14日(木)
- ❖ 企画提案書等の提出期限: 7月25日(月) ※午後5時まで
- ❖ ヒアリング・審査: 8月8日(月)【予定】
- ❖ 結果通知: 8月22日(月)【予定】

■ 目次

| | |
|---------------------|----|
| 1. 事業概要 | 1 |
| 2. 業務に要する費用(事業費限度額) | 2 |
| 3. 事業の実施体制等 | 3 |
| 4. 参加条件等 | 4 |
| 5. プロポーザルにかかる事前説明 | 5 |
| 6. 実施要領、提出書類の様式等の配布 | 6 |
| 7. 質問の受付及び回答 | 6 |
| 8. 参加意思表明書の作成及び提出 | 6 |
| 9. 企画提案書等の作成及び提出 | 7 |
| 10. 審査方法 | 8 |
| 11. 審査基準及び配点 | 9 |
| 12. 契約 | 9 |
| 13. 日程 | 10 |
| 14. 失格事項 | 10 |
| 15. その他応募に関する留意事項 | 10 |
| 16. 担当部署(提出・問合せ先) | 12 |

■ 問い合わせ先: 弘前市企画部企画課 人口減少対策担当

〒036-8551 弘前市大字上白銀町1番地1

☎ 0172-40-7121(直通) ☎ 0172-35-7956(代表)

✉ kikaku@city.hirosaki.lg.jp



移住サイト
弘前ぐらし QRコード

1. 事業概要

(1) 事業の目的

- 弘前版全世代・全員活躍型生涯活躍のまち推進事業（以下、生涯活躍のまち）は、
- ①移住検討者や地方に関心のある県外在住者が、当市の伝統文化・伝統芸能・地場産業に関わることを通して地域住民と交流することなどにより、継続的に当市を訪れるなど、当市とのつながりを持つ県外在住者（＝関係人口）を増やすこと
 - ②高校生が地域に関わる機会の創出や、大学生が企業や商店等の経営課題に取り組むことにより、地域で人材を育て、地域に還元される仕組みをつくること
 - ③弘前市出身又は弘前に関心がある首都圏在住の若者がつながることができるコミュニティづくりや弘前に関する情報発信により、弘前に目を向ける若者を増やし、将来的なUターン移住者を増やすこと
 - ④様々な人がつながり、特技や経験等を生かして活躍する機会を増やすことにより、新たな活動やコミュニティ等が生まれ、地域での市民活動がさらに活性化することを目指し、取り組むものです。

このうち、④の取組に係る「交流・活躍の場創出事業」は、様々な人と人とのつながりや、自身の特技・経験等を生かして地域貢献できる場をつくり、生涯にわたって活躍できるまちづくりに取り組むものであり、このような取組の中で活躍する方を増やしながらか々な方の関心を高め、社会参加を促すイベント等を企画・運営する者を公募するものです。

(2) 業務名

令和4年度交流・活躍の場創出事業運営業務

(3) 業務内容

居住地や世代を問わず、地域住民や移住者、弘前出身の県外在住者などを対象とし、様々な人がこれまでの特技・経験・スキル等を生かし活躍できる場や、市民活動団体等と連携し、新たなコミュニティ活動を生み出すため、様々な人が交流できるような行事やイベント等を企画・運営していただきます。

【行事やイベント等の例】

- ・ ボランティアに興味がある人を対象とした観光ボランティア養成講座＋まち歩き
- ・ 料理人や調理師としてのスキルのある人を講師とした料理教室
- ・ 音楽のスキルを持った人の「地域デビュー」コンサート
- ・ 子どもたちと中高齢者・障がい者等との交流イベント
- ・ 留学経験がある人や留学生と連携した国際交流イベント など

※留意事項

市から補助金や業務委託、指定管理を受けている事業者は、本事業の企画と重複しないようにすること。

<実施事業の対象者>

地域住民、移住者、弘前と関わりを持ちたい県外在住者など多様な人を対象としますが、必ずすべての人を対象としなければならないわけではありません。

各提案者の得意分野や特色に合わせて、対象を絞ることも可能です。

事業を進めていく中で、ほかの事業を実施している団体などと交流を深めることによって、多様な人たちの交流が生まれるような工夫を検討してください。

<事業の実施場所>

弘前市内の交流施設（屋内外は問いません）

※提案者所有が望ましいが、公共施設等も可。

<イベント等の規模・実施回数>

・開催規模…開催規模や参集人数は問いません。

・実施回数…2回以上

ただし、相応の理由があり、市が妥当と認める場合は、1回も可。

(4) 業務期間

契約締結日の翌日～令和5年3月31日まで

2. 業務に要する費用（事業費限度額）

本プロポーザルの予算額：3,000,000円

1事業者あたりの上限額：1,000,000円（税込）

見積書の金額が、業務に要する費用（1事業者あたりの上限額）を超過した場合は失格とします。

想定される対象経費

企画・運営費、行事・イベント等にかかる消耗品費、周知にかかる経費（印刷製本費、広告費等）、参加者にかかる保険料、会場借上料、講師等への謝礼 など

※飲食代、交流拠点等の工事費、備品購入費などは対象になりません。

3. 事業の実施体制等

(1) 事業の位置づけ

本事業は、「弘前版全世代・全員活躍型生涯活躍のまち基本計画」に基づき、国が認定した地域再生計画（「誰もがつながり活躍できるまちづくりプロジェクト」）に位置付けた事業です。

市は、交流施設において実施する交流・活躍の場創出のソフト事業について委託契約を締結するもので、提案者が所有する施設の整備や備品の購入などに要する補助を前提としているものではありません。

※基本計画及び地域再生計画は、移住サイト「弘前ぐらし」の「生涯活躍のまち」のページでご覧いただけます（<https://www.hirosakigurashi.jp/executive-service/ccrc/>）。

(2) 事業推進の全体マネジメント

本事業の推進にあたっては、「交流・活躍の場創出事業」の実施者と、実施状況や地域再生計画に示された目標達成状況等について、随時情報共有しながら事業を進めていきます。

(3) 弘前版生涯活躍のまち推進会議

弘前版生涯活躍のまち推進会議は、認定地域再生計画「誰もがつながり活躍できるまちづくりプロジェクト」について、総合的かつ効果的な推進に関し必要な事項を協議すること、及び各種事業を効果的に実施し、誰もが気軽に地域に関われる機会を創出することを目的に開催するもので、参集範囲は、市、学識経験者、事業実施者です。本ポータルで契約候補者として選定され、事業を行う際には、本会議においても、取組状況について情報共有を行います。

また、本年度の委託事業が完了し、事業実施者が令和5年度以降も継続して事業実施を希望し、本会議が選定した場合は、最長で令和6年度まで、本会議の委員として事業を実施していただくことができます。本会議で情報共有を行い、事業の実施状況について報告するほか、会議における意見交換の内容を踏まえ、適切な事業の実施に努めていただきます。

※令和5年度以降の事業については、各年の市議会定例会で関連予算が審議され、可決されましたら実施します。

4. 参加条件等

(1) 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者（提案者になろうとする者）は、法人・権利能力なき社団・個人のいずれかで、次に掲げる事項を満たす者でなければなりません。

ア. 公示日現在から候補者特定の日まで、弘前市建設業者等指名停止要領による指名停止を受けていないこと。

イ. 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。

ウ. 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取り消しを受けたことがないこと。（本市の取り消しに限定しない。）

エ. 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。

オ. 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制の下にいない者であること。

カ. 令和 3 年度において納付すべき税を滞納していない者であること。

（納付すべき税）

| | |
|---|--|
| 法人及び権利能力なき社団 ※権利能力なき社団は、収益事業を行っている場合 | ・ 国税（法人税と消費税及び地方消費税） ・ 地方税（法人住民税と固定資産税） |
| 個人 | ・ 国税（申告所得税と消費税及び地方消費税） ・ 地方税（個人住民税と固定資産税） |

(2) 事業実施が困難となった場合の措置

何らかの事情により、事業を実施することが困難となった場合は、市と協議を行い、指示を仰ぐこと。

■地方自治法施行令第167条の4第1項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

■暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項

国及び地方公共団体は、次に掲げる者をその行う売買等の契約に係る入札に参加させないようにするための措置を講ずるものとする。

- 一 指定暴力団員
- 二 指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
- 三 法人その他の団体であって、指定暴力団員がその役員となっているもの
- 四 指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者（前号に該当するものを除く。）

■地方自治法第244条の2第11項

普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

■暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号

暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

権利能力なき社団とは、以下の①～④の要件を満たす団体をいいます。

- ①団体としての組織を備えている
- ②多数決の原理が行なわれている
- ③構成員の変更にかかわらず団体が存続している
- ④代表の方法、総会の運営、財産の管理等団体としての主要な点が確定している

（裁判所：<https://www.courts.go.jp/> 最高裁判所判例集「法人に非ざる社団の成立要件」参照）

5. プロポーザルにかかる事前説明

企画提案にあたり、本プロポーザルにかかる事前説明への参加を必須条件といたします。下記の期間内で日程等を調整いたしますので、希望の日時及び実施方法を担当部署までご連絡ください。

- （1）事前説明実施期間：令和4年6月20日（月）～7月4日（月）（30分程度）
- （2）実施方法：対面・オンラインのどちらかを選ぶことができます。

6. 実施要領、提出書類の様式等の配布

ア. 配布開始：令和4年6月20日（月）

（ただし、土・日及び祝日を除く午前8時30分～午後5時）

イ. 配布場所：弘前市企画部企画課 人口減少対策担当（弘前市役所本館2階）

※実施要領や仕様書、提出書類の様式等は、市のホームページ及び市の移住サイト「弘前ぐらし」からダウンロードできます。

7. 質問の受付及び回答

(1) 受付期間：令和4年6月20日（月）～令和4年7月5日（火）

※受付期間終了後の質問には回答できませんので、ご注意ください。

(2) 提出方法：弘前市企画部企画課 人口減少対策担当まで、質問票（様式1）をEメールにてご提出ください。

提出先のEメールアドレス：kikaku@city.hirosaki.lg.jp

(3) 回答方法：質問及び回答は、市のホームページに掲載します。なお、質問内容によってはEメールで個別に回答する場合があります。

8. 参加意思表明書の作成及び提出

(1) 提出書類・必要部数

- ・参加意思表明書（様式2） 1部
- ・弘前市競争入札参加資格者名簿に未登録の者が必要な場合

| 提出書類 | | 必要部数 |
|------|--|-------------------|
| 1 | <ul style="list-style-type: none"> ・法人…登記簿謄本又は履歴(現在)事項全部証明書 ・権利能力なき社団…規約、会則等 ・個人…身分証明書 | 写し1部 ※様式3は原本1部 |
| 2 | 財務諸表等（法人、権利能力なき社団及び個人） | |
| 3 | <ul style="list-style-type: none"> ・法人及び権利能力なき社団…直近年度の国税（法人税と消費税及び地方消費税）、地方税（法人住民税と固定資産税）の納税証明書（未納がないことが確認できるもの） ※収益事業を行っておらず、納税義務がない権利能力なき社団は、様式3をご提出ください。 ・個人…直近年度の国税（申告所得税と消費税及び地方消費税）、地方税（個人住民税と固定資産税）の納税証明書（未納がないことが確認できるもの） | |

※弘前市競争入札参加資格者名簿に登録されている者は提出不要です。

(2) 提出期限

令和4年7月11日(月)午後5時まで(必着)

(3) 提出方法

持参又は郵送によりご提出ください。

※持参の場合の受付時間は、土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時まで

※郵送の場合は、宅配業者での引受日時及び配達されたことが証明できる方法

(4) 提出先

〒036-8551 弘前市大字上白銀町1番地1

弘前市企画部企画課 人口減少対策担当(弘前市役所 前川本館2階)

(5) 参加資格の通知

参加資格審査の結果は、参加意思表明者にメールで通知します。

※メールを確認した際には、必ずご返信いただきますようお願いいたします。

9. 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類及び必要部数

| 提出書類 | 所定の様式 | 必要部数 |
|-----------------------------------|-------|--------------|
| ①提出書類チェック表 | 様式4 | 原本1部 |
| ②業務実施体制回答書及び企画提案書提出届 | 様式5 | 原本1部 副本5部 |
| ③提案者概要 | 様式6 | |
| ④役員等名簿(個人の場合除く) | 様式7 | |
| ⑤企画提案書 ※仕様書の内容を踏まえながら作成してください。 | 様式8 | |
| ⑥見積書 | 任意の様式 | |

(2) 企画提案書等の提出

ア. 提出期限: 令和4年7月25日(月)

(ただし、土・日及び祝日を除く午前8時30分~午後5時)

イ. 提出先: 弘前市企画部企画課 人口減少対策担当

ウ. 提出方法: 持参

※郵便等での受付はいたしません。

10. 審査方法

(1) 審査の実施時期

審査は、令和4年8月8日（月）に行います（予定）。

(2) 審査（書類審査・ヒアリング）

提出された業務実施体制回答書及び企画提案書を下記11(1)・(2)で示す審査基準に基づいて審査します。

提案者が多数ある場合は、企画提案書の審査を事前に行い、審査委員会において選定された提案者についてのみヒアリング等を実施のうえ、評価を行うこととし、選定結果については、別途通知します。

提案者が1者の場合についてはヒアリング等を実施します。その場合、基準点を満たす場合のみ、当該提案者を契約候補者とします。

また、審査の結果、選定基準を超える者のうち、点数が高いほうから順に予算を超えない範囲で契約候補者を選定します。

(3) 審査結果の通知

審査結果を文書により通知します。また、選定された事業者は、市のホームページで公表します。

候補者にならなかった提案者は、その理由について通知日の翌日から起算して7日以内に市へ説明を求めることができます。

(4) その他

募集の結果、応募がなかった場合や選定基準を満たす者が少なかった場合は、追加募集を行う場合があります。

1.1. 審査基準及び配点

プロポーザルは、以下の審査基準に基づき、審査します。

(1) 評価項目・選考基準・配点

| 評価項目 | 選考基準 | 配点 |
|-------------------|---|-----|
| ①事業方針 | ○弘前市の課題や、「弘前版全世代・全員活躍型生涯活躍のまち推進事業」の背景・目的を理解しているか。 ○事業全体の方針や提案内容が、地域課題の解決や地域再生計画の目標達成に資するものとなっているか。 | 10点 |
| ②事業の実施体制 | ○提案された事業について確実に遂行可能な実施体制が示されているか。 ○他団体・法人等との連携体制ができているか。 | 30点 |
| ③「交流・活躍の場」の具体的な内容 | ○提案者の特色を生かしながら、さまざまな人がつながることができる場となっているか。 ○交流拠点を活用する人たちが、自分の経験や特技を生かして活躍するきっかけづくりにつながる場となっているか。 | 30点 |
| ④事業の継続性 | ○計画終了後も、事業の継続実施が期待できるか。 | 20点 |
| ⑤見積書 | ○実施する事業内容に対して、適切な価格が設定されているか。 | 10点 |

(2) 採点基準

項目ごとに5段階で採点を行います。ただし、項目によって係数が異なります。

| 評価 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
|----|-------|----|--------|-----|-------|
| | 非常によい | よい | 標準的である | 不十分 | 全く不十分 |

(3) 選定基準

得点の高い順に予算の範囲内で選定することとします。ただし、審査員の採点結果の平均点が65点未満又は「全く不十分」の項目がある場合は選定しないこととします。

1.2. 契約

(1) 契約方法

候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとします。企画提案書の内容等の変更により、協議が不調となった場合は、契約を締結しない場合があります。

随意契約の手続きの際には、特定された者は改めて見積書を提出するものとします。

(2) 前金払の支払いについて

契約締結後、契約金額の2分の1以内の額で前金払が可能です。

1 3. 日程

| | |
|---------------|---------------------|
| ❖ 公示 | 令和4年6月20日（月） |
| ❖ 事前説明 | 令和4年7月4日（月）まで随時 |
| ❖ 質問受付締切 | 令和4年7月5日（火） |
| ❖ 質問回答 | 令和4年7月7日（木）まで随時 |
| ❖ 参加意思表明書締切 | 令和4年7月11日（月） 午後5時まで |
| ❖ 参加資格確認・結果通知 | 令和4年7月14日（木） |
| ❖ 企画提案書等受付締切 | 令和4年7月25日（月） 午後5時まで |
| ❖ ヒアリング・審査 | 令和4年8月8日（月）（予定） |
| ❖ 結果通知 | 令和4年8月22日（月）（予定） |
| ❖ 契約締結 | 令和4年9月上旬から順次（予定） |

1 4. 失格事項

本募集の提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とします。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) 参考見積書の金額が業務に要する費用を超過した場合

1 5. その他応募に関する留意事項

(1) 事業実施根拠の確認

参加される方は、本実施要領のほか、「弘前版全世代・全員活躍型生涯活躍のまち基本計画」及び「認定地域再生計画（誰もがつながり活躍できるまちづくりプロジェクト）」について、内容等を十分ご確認ください。

※弘前市ホームページ及び移住ポータルサイト「弘前ぐらし」



移住支援制度 > 生涯活躍のまち から確認できます。

←弘前ぐらし

QRコード

(2) 提出資料の変更の禁止

受理した書類については、明らかな間違い、軽微な修正を除き、内容の変更は認めません。

※提案いただいた内容については、実際に事業を実施する中で、市と協議しながら調整する場合があります。

(3) 提出書類

提出書類は返却しないととも、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しません。

(4) 提出にかかる費用負担

提出にかかる費用は応募者の負担とします。

(5) 追加資料の提出等

事業者の選定等にあたって確認が必要とされた場合、追加資料の提出を求める場合があります。

(6) プロポーザルの延期・中止等

プロポーザルを公正に執行することができないおそれがあると認めた場合、既に公告もしくは通知した事項の変更又はプロポーザルを延期もしくは中止することがあります。この場合において、参加者が損害を受けることがあっても賠償責任を負わないものとします。

(7) 企画提案書の著作権等

- ア. 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとします。
- イ. 市は、本プロポーザルの手続き及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとします。
- ウ. 提案者から提出された企画提案書等について、弘前市情報公開条例（平成18年弘前市条例第19号）の規定による請求があったときは、当該企画提案書等を作成した者に対し、意見書を提出する機会を与えるものとします。

なお、本プロポーザルの候補者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とします。

(8) 受付後の辞退について

受付後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

1 5. 担当部署（提出・問合せ先）

弘前市企画部企画課 人口減少対策担当

〒036-8551 弘前市大字上白銀町1番地1

☎ 0172-40-7121（直通） 📠 0172-35-7956（代表）

✉ kikaku@city.hirosaki.lg.jp